

図書館条例等の改正について

1 概要

令和 8 年度当初に広島市立中央図書館（以下「中央図書館」という。）をエールエール A 館へ移転することに伴い、その位置、休館日及び開館時間を改めるとともに、同図書館に新たに多目的室を設置するため、その使用料を定める等所要の改正を行った。

2 広島市立中央図書館条例の一部改正

主な改正の内容は次のとおりである。

- (1) 中央図書館の位置を次のように改める。

現 行	改 正
広島市中区基町 3 番 1 号	広島市南区松原町 9 番 1 号

- (2) 中央図書館の多目的室の使用料を次のように定める。ただし、公共又は公益の目的のために使用するとき、その他特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

区 分	使用料の額（1 時間までごとに）
多目的室	1 室につき 2, 1 5 0 円

備考 商品の広告、宣伝又は販売その他の商業活動のために使用する場合の金額は、この表により算定した額の 1. 5 倍の額とする。

3 広島市立中央図書館条例施行規則の一部改正

主な改正の内容は次のとおりである。なお、分館の休館日及び開館時間は現行どおり。

- (1) 中央図書館の休館日を次のように改める。

現 行	改 正
<ul style="list-style-type: none"> ・ 月曜日 ・ 休日の翌日 ・ 1 2 月 2 9 日から 1 月 4 日まで ・ 図書整理日（奇数月末日） ・ 特別整理期間（年 7 日以内） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎月の第 2 月曜日 ・ 1 2 月 2 9 日から 1 月 4 日まで ・ 図書整理日（奇数月末日） ・ 特別整理期間（年 7 日以内）

- (2) 中央図書館の開館時間を次のように改める。

現 行	改 正
<ul style="list-style-type: none"> ・ 火～金曜日 : 9:00～19:00 ・ 土日、休日、8/6 : 9:00～17:00 <li style="padding-left: 40px;">(7・8月は <li style="padding-left: 40px;">9:00～18:00) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月～金曜日 : 10:00～21:00 ・ 土日、休日、8/6 : 10:00～18:00 <li style="padding-left: 40px;">(多目的室・自習室は <li style="padding-left: 40px;">10:00～21:00)

4 施行期日

ともに令和 8 年 4 月 1 日